令和８年度　駒澤大学教育後援会　長野県支部

定期総会資料

１　日時　　令和８年５月３１日（日）午後２時３０分～

２　場所　　ホテルモンターニュ松本

目　　　　次

令和８年度教育後援会長野県支部定期総会次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 03

令和７年度教育後援会長野県支部事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 04

令和７年度教育後援会長野県支部収支決算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 05

令和７年度監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 06

令和８年度教育後援会長野県支部事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 07

令和８年度教育後援会長野県支部予算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 08

令和８年度教育後援会長野県支部役員候補者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 09

駒澤大学教育後援会長野県支部会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10*11

駒澤大学教育後援会長野県支部旅費規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

令和８年度教育後援会長野県支部定期総会次第

日時　　令和８年５月３１日（日）午後２時３０分～
場所　　ホテルモンターニュ松本

1　開会

2　支部長あいさつ

3　来賓紹介

4　来賓祝辞

5　議事

審議事項

(1) 令和７年度事業報告ならびに決算報告について

（令和７年度監査報告）

(2) 令和８年度事業計画ならびに予算について

(3) 令和８年度役員の選出について

(4)　その他

6　閉会

令和７年度教育後援会長野県支部事業報告書

月　　日	事　　業	内　　容	備　　考
令和７年 ４月１３日(月)	第１回支部役員会	・支部定期総会の開催について ・総会資料の確認 ・総会案内状の発送	松本市鎌田公民館 出席者：５名
５月１０日(土)	本部定期総会 （本部事業）	・令和７年度定期総会 ・支部活動報告	駒澤大学 出席者：２名
５月２５日(日)	第２回支部役員会	・総会々場の下見 ・ホテル担当者と打合せ	ホテル JAL シティ長野 出席者：２名
５月３１日（土）	教育懇談会 （大学事業） 令和７年度駒沢大学教育後援会長野県支部総会	・対面開催 ・令和６年度事業報告 ・令和６年度決算報告 ・令和６年度監査報告 ・令和７年度事業計画（案） ・令和７年度予算（案） ・令和７年度支部役員（案）	ホテル JAL シティ長野 出席者：支部役員６名、会員６名、本部２名 出席者：支部役員６名、会員６名、本部２名
７月４日(金)	第３回支部役員会	・支部事業について	オンライン会議 出席者：４名
８月２３日(土)	第４回支部役員会	・構内見学会について ・案内の発送	松本市鎌田地区公民館 出席者：６名
１０月１８日(土)	駒澤大学構内見学ツアー （支部事業）	・大学、本会執行部、学生さんの協力により、大学内の見学ツアーを実施（三重・熊本支部と共催）	駒沢キャンパスの見学 深沢キャンパスで交流会 参加者：長野１７名
１２月６日（土）	第５回支部役員会	・支部創立１０周年事業について	おおたき 参加者：６名
令和８年 １月３１日（土）	駒沢大学教育後援会 新年賀詞交歓会	本部主催	ホテルニューオータニ 出席者：７名
２月１５日(日)	第６回支部役員会	・新年賀詞交歓会の参加報告 ・本会監査資料の提出について ・令和８年度役員につて ・令和８年度事業計画（案） ・令和８年度予算（案） ・支部創立１０周年事業について ・今後の日程について	松本市鎌田地区公民館 出席者：５名
３月１日（日）	第７回支部役員会 支部監査会	・支部創立１０周年事業について ・令和７年度会計決算書	松本市鎌田地区公民館 出席者：６名

令和7年度教育後援会長野県支部収支決算報告書

自　令和7年4月1日　―　至　令和8年3月31日

収入の部　　（単位：円）

項　目	令和７年度 予算額（A）	令和７年度 決算額（B）	差引額 （Ｂ－Ａ）	摘　　要
前年度繰越金	10,000	10,000	0	前年度より繰越金
支部活動費	470,000	470,000	0	本部より（支部会員２３５名）
事業補助金	0	122,143	122,143	構内見学会応援補助金
支部景品補助金	5000	5,000	0	新年賀詞交歓会　東京
雑収入	0	315	315	預金利息
合　計	485,000	607,458	122,458	

支出の部　　（単位：円）

項　目		令和７年度 予算額（A'）	令和７年度 決算額（B'）	差引額 （Ｂ’－Ａ’）	摘　　要
支部活動費	会議費	20,000	38,946	18,946	役員会等諸経費
	旅費	160,000	143,510	-16,490	総会、役員会、賀詞交歓会等旅費交通費
	通信運搬費	30,000	27,180	-2,820	総会案内通知印刷発送料
	印刷費	20,000	15,744	-4,256	会議・総会　資料印刷
	渉外費	40,000	20,638	-19,362	交流会等経費・賀詞交歓会景品
	予備費	5,000	2,126	-2,874	振込手数料等
	本部へ返金	0	127,379	127,379	
	次年度繰越金	10,000	10,000	0	
	小　計	285,000	385,523	100,523	
事業費	通信費	30,000	26,050	-3,950	案内状印刷発送料
	会議費	10,000	0	-10,000	駒澤大学構内見学会
	旅費	90,000	73,742	-16,258	応援補助金＋支部負担経費
	会場費	0	0	0	
	渉外費	70,000	122,143	52,143	講演・サークル・学生ツアーの謝礼・お土産
	小　計	200,000	221,935	21,935	
合　計		485,000	607,458	122,458	

令和７年度監査報告書

駒澤大学教育後援会長野県支部

支部長　　　　　金子　富勇　殿

駒澤大学教育後援会長野県支部の令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）に関わる会計決算について監査の結果、帳簿その他会計諸表と相違ないことを認めます。

令和　8年　3月　1日

駒澤大学教育後援会長野県支部
監事　古林　千代子　印

令和８年度教育後援会長野県支部事業計画

月　　日	事　　業	内　　　容	備　　　考
令和８年 ３月２９日(日)	第１回支部役員会	支部定期総会について 設立１０周年記念式典について 支部事業について	松本市鎌田地区公民館
４月１８日(土)	第２回支部役員会	記念式典について 案内発送	松本市鎌田地区公民館
５月９日(土)	本部定期総会	支部活動報告	駒澤大学　　２名出席
５月１６日(土)	第３回支部役員会	定期総会・記念式典の確認 会場打合せ	松本市鎌田地区公民館 モンターニュ松本
５月３１日(日)	教育懇談会(大学事業) 令和８年度駒澤大学教育後援会長野県支部 定期総会 設立１０周年記念式典	令和７年度事業報告 令和７年度決算報告 令和７年度監査報告 令和８年度事業計画（案） 令和８年度予算（案） 令和８年度支部役員（案） 祝賀会	松本市(ホテルモンターニュ松本) 来賓・会員・支部役員 元支部役員
８月　日（日）	第４回支部役員会	構内見学会について	LINE 会議
９月　日（日）	第５回支部役員会	構内見学会について 案内発送	松本市鎌田地区公民館
１０月３日(土) ～４日(日)	一泊参禅研修 （本部事業）	自由参加	横浜市　總持寺
１０月　日(土)	駒澤大学構内見学会	長野県支部事業	駒澤大学 (他支部合同開催予定)
１２月　日(　)	第６回支部役員会	支部事業の反省	
令和９年 １月３０日(土)	新年賀詞交歓会　東京	正副支部長出席予定 会員：自由参加	ホテルニューオータニ
２月　　日(　)	第７回支部役員会 （支部内会計監査）	活動報告・決算報告ならびに次期役員について 支部会計監査	松本市鎌田地区公民館
３月　　日(　)	支部会計監査の実施 （本部）	会計監査	

令和８年度教育後援会長野県支部収支予算書

自　令和８年4月1日　―　至　令和９年3月31日

収入の部　　（単位：円）

項　目	令和８年度 予算額(A)	令和７年度 予算額(B)	令和７年度 決算額	差引額 （A－B）	摘　　要
前年度繰越金	10,000	10,000	10,000	0	通帳口座
支部活動費	490,000	470,000	470,000	20,000	本部より(支部会員２４５名)
応援補助金	200,000	0	0	200,000	長野県支部設立１０周年記念式典
応援補助金	200,000	0	122,143	200,000	構内見学会
支部景品補助金	5,000	5,000	5,000	0	新年賀詞交歓会　東京
雑収入	134,000	0	315	134,000	預金利息・記念式典会費
合　計	1,039,000	485,000	607,458	554,000	

支出の部　　（単位：円）

項　目			令和８年度 予算額(A’)	令和７年度 予算額(B’)	令和７年度 決算額	差引額 （A’－B’）	摘　　要
支部活動費		会議費	70,000	20,000	38,946	50,000	役員会等諸経費
支部活動費		旅費	200,000	160,000	143,510	40,000	役員会等旅費
支部活動費		通信運搬費	30,000	30,000	27,180	0	通知発送料（事業以外）
支部活動費		印刷費	20,000	20,000	15,744	0	資料印刷
支部活動費		渉外費	40,000	40,000	20,638	0	交流会等経費・賀詞交歓会景品
支部活動費		予備費	26,000	5,000	2,126	21,000	振込手数料等
支部活動費		本部へ返金	0	0	127,379	0	
支部活動費		次年度繰越金	0	10,000	10,000	-10,000	
支部活動費		小　計	386,000	285,000	385,523	101,000	
事業費	記念式典	通信費	30,000	0	0	30,000	総会、記念式典案内印刷・発送料
事業費	記念式典	会場費	0	0	0	0	
事業費	記念式典	旅費	0	0	0	0	
事業費	記念式典	渉外費	343,000	0	0	343,000	祝賀会・記念品他経費
事業費	記念式典	小　計	373,000	0	0	373,000	内支部負担金39000円　会費134000円
事業費	構内見学会	通信費	30,000	30,000	26,050	0	案内印刷・発送料
事業費	構内見学会	会議費	0	10,000	0	-10,000	
事業費	構内見学会	旅費	100,000	90,000	73,742	10,000	
事業費	構内見学会	会場費	0	0	0	0	
事業費	構内見学会	渉外費	150,000	70,000	122,143	80,000	各種謝礼・お土産・交通費・他
事業費	構内見学会	小　計	280,000	200,000	221,935	80,000	
合　計			1,039,000	485,000	607,458	554,000	

令和８年度駒澤大学教育後援会長野県支部役員

役職	氏名	学年（年度）
支部長	志摩　祐喜	3　　　年
副支部長	角　由紀恵	4　　　年
事務局長	北澤　恵理	4　　　年
理　事	志摩　まり子	3　　　年
理　事	中澤　洋子	2　　　年
理　事	川上　真由美	2　　　年
理　事		年
監事	中澤　克斗	2　　　年
監事	荒井　智恵子	2　　　年
顧問	金子　富勇	4　　　年
特別顧問		年度卒

駒澤大学教育後援会長野県支部会則

（名称及び設置）
第１条　本支部は、駒澤大学教育後援会長野県支部（以下「支部」という。）と称し、事務局及び団体所在地を支部長宅におく。

（目的）
第２条　支部は、駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連携を図り、その教育的効果の向上に資するとともに、併せて会員相互の親睦と福祉に寄与することを目的とする。

（組織）
第３条　支部は大学に在学する学生の県内在住の父母又は保証人を会員として組織する。

（事業）
第４条　支部は第２条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連絡をとること。
（1）支部総会、研修会、講演会等
（2）学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
（3）大学の興隆発展の援助
（4）その他必要な事業

（役員）
第５条　支部に次の役員を置く。
（1）支部長　（１人）
（2）副支部長　（若干名）
（3）理事　（若干名）
（4）監事　（１人以上）
（5）事務局長　（１人）支部長・副支部長・理事兼任可

（役員の選出）
第６条　役員は会員の中より選出し、支部総会の議を経るものとする。

（役員の任務）
第７条　役員の任務は次のとおりとする。
（1）支部長は支部を代表して会務を総理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整に当たるものとする。
（2）副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故がある時は、これに代わる。また東北信地区・中南信地区を担当し、役員、会員をまとめる。
（3）理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
（4）監事は会務及び会計を監査し、必要があるときは、支部役員会の招集を要求することができる。
（5）事務局長は、支部長の指示を受け、会計、役員会事務連絡、備品管理等の事務処理にあたる。
（6）副事務局長は事務局長を補佐する。

（三役会）
第８条　役員会を円滑に運営するため、三役会を設ける。三役会は、支部長、副支部長、事務局長及び副事務局長をもって構成する。

（支部役員会）
第９条　役員は支部役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを招集する。
２　支部役員会は支部総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議するとともに、緊急に事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。
３　前項による場合は、支部長はその経過を支部総会に報告し、追認を受けなければならない。

（委員会）
第１０条　支部の事業を遂行するため、役員会のもとに委員会をおくことができる。

委員会　(1)広報委員会　(2)事業委員会　(3)総会委員会
委員会は、役員・会員より構成し、必要に応じ委員会開き、活動をおこなう。役員より委員長、副委員長を選出する。

（役員の任期）
第１１条　役員・委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問・特別顧問・最高顧問）
第１２条　本会に顧問、特別顧問及び最高顧問をおくことができる。
２　顧問は、支部役員会の推薦により、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。顧問の任期は１年とする。
３　特別顧問は、支部役員会の推薦により支部総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は１年とする。
４　最高顧問は、支部役員会の推薦により支部総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。最高顧問の任期は１年とする。

（経費）
第１３条　支部の経費は、支部活動支援金（補助金、応援補助金）、事業参加費、寄付金及びその他をもって支弁する。
２　支部年会費は徴収せず、事業ごとに参加費を徴収する。

（会計年度）
第１４条　支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
２　会計報告を年度内に作成し、本部に報告する。

（支部総会）
第１５条　支部総会は年１回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時支部総会を招集することができる。
２　支部長は会長に本部役員若干名の出席を要請する。
３　支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、会長に申請するものとする。

（議決）
第１６条　支部総会の議決決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

（会則の改廃）
第１７条　この会則の改廃については、支部総会及び、臨時支部総会の議を経なければならない。ただし、本部の会則と主旨の異なる改廃を行う場合においては、本部の承認を得るものとする。

（適用の特例）
第１８条　この会則に定めのないものは、全て支部役員会に諮るものとする。ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

附則
１　この会則は平成 28 年 1 月 20 日から施行する。（本会の設立日とする）
附則
１　この会則は平成 28 年 6 月 19 日から施行する。
附則
１　この会則は平成 29 年 6 月 11 日から施行する。
附則
１　この会則は平成 30 年 6 月 10 日から施行する。
附則
１　この会則は令和元年 6 月 8 日から施行する。
附則
１　この会則は令和 3 年 6 月 20 日から施行する。
附則
１　この会則は令和 6 年 6 月 9 日から施行する。

駒澤大学教育後援会長野県支部旅費規程

第１条　本規程は、駒澤大学教育後援会長野県支部（以下「当支部」という。）が行う行事等に出席、又は参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し支給する旅費について定める。

２　旅行命令者は支部長とし、旅行命令簿に記載し、提示または口頭により発するものとする。

３　教育後援会会長の要請に基づいて、本部で行う行事及び支部管外で行われる後援会活動等に出席、又は参加する際の旅費は、「駒澤大学教育後援会旅費規程内規」の遠距離出張として扱うものとする。

第２条　旅費支給の対象となる行事等とは、次の各号とする。

(1) 駒澤大学教育後援会主催の会議
(2) 当支部総会
(3) 当支部役員会
(4) 当支部の行う行事
(5) その他支部長が必要と認めた会議、講習会、視察等

第３条　旅費の支給は、別に定めのある場合を除き、実費の全部又は一部を支払うものとする。なお、本部が支給する旅費との重複支給は認めない。

第４条　支給する旅費の項目は交通費及び日当とし、次の各号に定めにより支給する。

(1) 交通費
　交通費は、実費を支給するものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。
なお、金額が検証できない費用（長距離バス代等）については領収書を提出する。
　① 県内の鉄道運賃・鉄道料金、路線バス等は、実費を支給する。ただし新幹線は運賃のみとする。本条交通費②のイに該当する場合は、居住所等から乗車する駅等までの交通費を同項に基づき計算し加算する。
　② 県内の自家用自動車等の利用による場合は次の通りとする。
　　ア　開催地と居住所等との往復の距離　概ね 10ｋｍ未満は支給しない。
　　イ　開催地と居住所等との往復の距離　概ね 10km 以上は、距離（ｋｍ）×25 円で計算する。
　③ 県外 ・・・ 必要最低限の実費以内の額とする。

(2) 日当
　日当は、所要時間により以下の通りとする。
　ア　半日（２時間以上４時間以内）　・・・ 1,000 円
　イ　１日（４時間以上）　・・・ 2,000 円

(3) 宿泊費
　宿泊費は、実費支給を原則とし、一泊 10,000 円を限度額とする。この認定は事務局長があたる。

(4) 旅費の支給方法は、半期に１回以上纏めて指定口座への振込み支給、又は現金支給とする。

第５条　旅費の支給を受けようとする者は、旅行命令票に必要に応じ領収書を添え、事務局長に提出しなければならない。

第６条　特別な事由がある場合又は本規程の運用が困難な場合は、支部長の事前の承認を条件として、その都度個別に定める。

第７条　この規程の改廃は当支部役員会で決定する。

附 則

１．この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
２．この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
３．この規程は、令和 3 年 5 月 8 日より施行する。